第二十五条の十九第一項中「係る第一号及び第二号」を「係る次」に改め、同項第一号中「、第二十五条の二十及び第二十五条の二十二の二第二項」を「及び第二十五条の二十」に改め、同条第二項第一号イ中「第二十五条の十九の三第十項」を「第二十五条の十九の三第十一項」に改める。

第二十五条の十九の二第四項中「額の総額」を「総額」に、「剰余金の配当等の額を」を「剰余金の配当等を」に、「額の総額の」に改め、同条に次の一項を加える。

5　法第四十条の四第二項第一号ハに規定する政令で定める外国法人は、第二十五条の二十二第一項に規定する部分対象外国関係会社に係る第三十九条の十七第三項第一号イに規定する特定外国金融機関（同号イ(2)に掲げる外国法人に限る。）及び同条第九項第二号に規定する特定外国金融機関（同号ロに掲げる外国法人に限る。）とする。

第二十五条の十九の三第二項中「第十一項第四号」を「第十二項第四号」に改め、同条第三項中「第四十条の四第二項第三号イ」を「第四十条の四第二項第三号イ(1)」に改め、同条第四項及び第六項中「第四十条の四第二項第三号イ」を「第四十条の四第二項第三号イ(1)」に、「第十三項及び第十六項」を「第十四項及び第十七項」に改め、同条第九項中「第四十条の四第二項第三号イ(3)」に改め、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項中「同号イに規定する事業持株会社にあつては、」を「同号イ(1)に掲げる外国関係会社にあつては」に改め、「統括業務」の下に「とし、同号イ(2)に掲げる外国関係会社にあつては第十項に規定する経営管理とする」を加え、同項第四号中「第十一項各号」を「第十二項各号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十一項第一号」を「第十二項第一号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　法第四十条の四第二項第三号ロに規定する政令で定める経営管理は、同号イ(2)に掲げる外国関係会社に係る第三十九条の十七第三項第一号イに規定する特定外国金融機関及び同条第九項第二号に規定する特定外国金融機関の経営管理とする。

第二十五条の二十第一項中「に掲げる金額を」を「及び第五号に掲げる金額の合計額を」に、「に掲げる金額との」を「及び第五号に掲げる金額との」に改め、同条第二項中「第十六号まで」の下に「及び第十八号」を加え、同条第七項中「第五十三条」を「第五十二条」に改める。

第二十五条の二十二を次のように改める。

（外国金融子会社等の範囲）

第二十五条の二十二　法第四十条の四第二項第七号に規定する外国金融機関に準ずるものとして政令で定める部分対象外国関係会社は、部分対象外国関係会社（同項第六号に規定する部分対象外国関係会社をいう。次項において同じ。）のうち第三十九条の十七第三項各号に掲げるもの（一の居住者によつてその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されているものに限る。）とする。

2　第三十九条の十七第六項及び第七項の規定は、前項において部分対象外国関係会社が一の居住者によつてその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されているかどうかを判定する場合について準用する。

第二十五条の二十二の二第二項第一号を次のように改める。

一　前項の所得の金額は、第三十九条の十七の二第二項第一号イ又はロに掲げる外国関係会社の区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める金額とする。

第二十五条の二十二の二第二項第二号中「の額（」を「（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）の額（」に、「法令」を「外国法人税に関する法令（当該外国法人税に関する法令が二以上ある場合には、そのうち主たる外国法人税に関する法令）」に、「前号イに掲げる所得の金額から除かれるその本店所在地国以外の国又は地域に所在する法人から受ける配当等の額に対して課されるもの」を「第三十九条の十七の二第二項第二号イ又はロに掲げる外国関係会社の区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定めるもの」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　前項の所得の金額がない場合又は欠損の金額となる場合には、同項に規定する割合は、第三十九条の十七の二第二項第四号イ又はロに掲げる外国関係会社の区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める割合とする。

第二十五条の二十二の三第二十六項中「、零」を「零とし、清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額（同項に規定する特定金融所得金額をいう。以下この項において同じ。）がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零）とする。」に、「（法第六十六条の六第六項各号列記以外の部分又は第六十八条の九十第六項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係会社を含む。）」を「、法第六十六条の六第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社（同項第七号に規定する外国金融子会社等に該当するものを除く。）又は法第六十八条の九十第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社（同項第七号に規定する外国金融子会社等に該当するものを除く。）」に、「の合計額が」を「の合計額（清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）が」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項を同条第二十七項とし、同条第二十四項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第十二項」を「第十四項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第七項から第十項まで」を「第九項から第十二項まで」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第十六項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第十五項」を「第十七項」に、「第十七項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第十八項及び第十九項」を「第二十項及び第二十一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項第一号中「貸付け」の下に「（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第八項から第十二項までを二項ずつ繰り下げ、同条第七項中「第九項」を「第十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項第二号中「いう」を「いい、個人を除く」に改め、同号ロ中「第二十五条の十九の三第十項第一号」を「第二十五条の十九の三第十一項第一号」に、「第四十条の四第六項各号列記以外の部分」を「第四十条の四第二項第六号」に、「限る」を「限るものとし、同項第七号に規定する外国金融子会社等に該当するものを除く」に改め、同項第三号中「第四十条の四第六項各号列記以外の部分」を「第四十条の四第二項第六号」に、「が当該」を「（同項第七号に規定する外国金融子会社等に該当するものを除く。）が当該」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「金額」の下に「及び財務省令で定める金額」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項中「同条第六項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係会社をいう」を「同条第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社をいい、同項第七号に規定する外国金融子会社等に該当するものを除く」に、「第六項第三号」を「第八項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第四十条の四第六項に規定する政令で定める日は、清算外国金融子会社等（同項に規定する清算外国金融子会社等をいう。次項及び第二十八項において同じ。）の残余財産の確定の日と特定日（同条第六項に規定する該当しないこととなつた日をいう。次項において同じ。）以後五年を経過する日とのいずれか早い日とする。

2　法第四十条の四第六項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、清算外国金融子会社等の特定清算事業年度（同項に規定する特定清算事業年度をいう。第二十八項において同じ。）に係る同条第六項第一号から第七号までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額（特定日の前日に有していた資産若しくは負債又は特定日前に締結した契約に基づく取引に係るものに限る。）の合計額とする。

第二十五条の二十二の四第三項中「当該一の居住者の外国法人を通じて間接に有する他の外国法人の株式等の数又は金額が当該他の外国法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。）」を削り、同条第四項を次のように改める。